

「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」実施要領

1 目的

平成12年4月にチャイルドシートの着用が義務化され、平成20年6月には後部座席同乗者のシートベルト着用が義務化されました。

しかしながら、平成27年中、四輪車に乗車中の死者は43人で、うちシートベルト非着用者は23人（運転者17人、同乗者6人[うち後席5人]）と全体の53.5%を占め、このうち18人はシートベルトを着用していれば命を落とすことがなかった可能性があります。

依然としてシートベルト非着用者が多い状況を踏まえ、交通事故死者を1人でも少なくするため、後部座席を含むすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図ることを目的に、6月を「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」として、関係機関・団体等と連携を図りながら、各種啓発・広報活動を実施することとします。

また、高速乗合バス及び貸切バス等の事業者について、出発前におけるシートベルト着用の声掛け・確認などにより、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発を強化することとします。

2 運動の重点

後部座席を含むすべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

3 実施期間

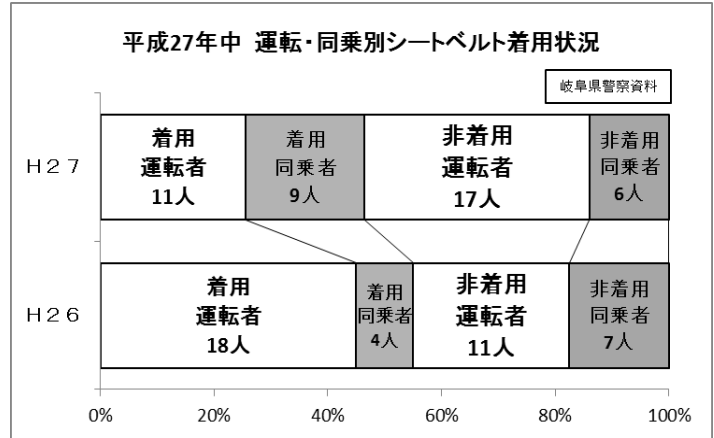
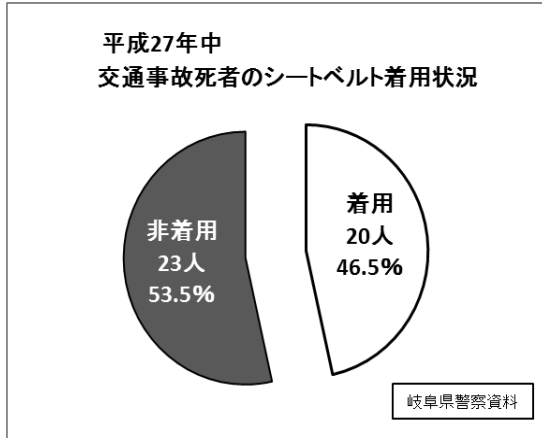
平成28年6月1日（水）～6月30日（木）

4 推進項目及び推進事項

推進項目	推進事項
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村、保健所、保育園等で、保護者を対象としたチャイルドシートの正しい取付け方法の講習会を行い、実践的な指導を徹底する。○ 県ではJAF協力のもとシートベルト着用効果体験車（シートベルトコピナー）を用いた体験学習「スクールセーフティ」（小学校対象）、「キッズセーフティ」（保育園等を対象）を実施し、シートベルト及びチャイルドシートの着用を推進する。○ 各種会合等において、シートベルト・チャイルドシートの非着用による車外放出等の危険性を訴えて、着用の効果と必要性の理解を推進し、正しい使用方法の指導を推進する。○ 職場では、朝礼時等の機会を通じて、シートベルト着用効果を理解させるほか、定期的に着用調査を実施して、従業員の着用率100%達成を目指す。
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 家庭では、シートベルトやチャイルドシートの着用の効果、必要性について、家族で話し合うとともに車で出かける家族に「シートベルト・チャイルドシートを忘れないでね」と“愛のひと声”をかける。○ 街頭指導において啓発チラシ等を配付するなど、あらゆる広報媒体を活用し、特に後部座席に対する着用の啓発を強化する。○ 6月のシートベルト・チャイルドシート着用強調月間の機会を重点に、後部座席の着用率向上に向けた集中的な取組みを展開する。○ 運転者は、助手席だけでなく、後部座席の同乗者にもシートベルト及びチャイルドシートの着用を徹底する。○ 6歳までのチャイルドシートの義務期間が過ぎた子供で、シートベルトが適切に着用できない場合には、チャイルドシートやジュニアシートを使用するよう広報啓発を推進する。○ 高速乗合バス及び貸切バス等に乗車する際の全席シートベルト着用の徹底についても、各種広報啓発を推進する。

5 資料

(1) 統計



(2) シートベルト・チャイルドシート着用(使用)状況

調査年・道路別	乗車区分等	運転席		助手席同乗者		後部座席同乗者		チャイルドシート	
		岐阜県	全国	岐阜県	全国	岐阜県	全国	岐阜県	全国
平成25年	一般道	97.3	98.0	94.9	93.9	32.1	35.1	65.7	60.2
	高速道等	98.6	99.4	95.6	97.9	57.6	68.2		
平成26年	一般道	97.9	98.2	94.4	93.9	42.3	35.1	75.1	61.9
	高速道等	98.9	99.5	98.5	98.1	66.0	70.3		
平成27年	一般道	98.3	98.4	94.3	94.6	50.5	35.1	71.4	62.7
	高速道等	98.8	99.4	97.3	98.0	69.7	71.3		

※警察庁と一般社団法人日本自動車連盟(JAF)との合同調査による着用・使用率

(*単位 %)

(3) 全ての座席でシートベルトを着用

ア 根拠法令

道路交通法第71条の3(抜粋)

- 1項 自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。)の運転者は、座席ベルトを装着しないで自動車を運転してはならない。
- 2項 自動車の運転者は、座席ベルトを装着しない者を運転者席以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転してはならない。
- 3項 運転者は、チャイルドシートを使用しない幼児(6歳未満)を乗車させて自動車を運転してはならない。

イ 罰則等

- ・ 罰則・反則金…なし
- ・ 違反点数……………1点

※ 後部座席については、高速道路(高速自動車国道又は自動車専用道路)での違反は、行政処分の基礎点数1点が付されます。

ウ 損害賠償上のリスク

シートベルト非着用による被害の拡大は被害者の過失とされるため、被害者であっても、損害賠償等の場面で十分な補償が受けられなくなる可能性があります。

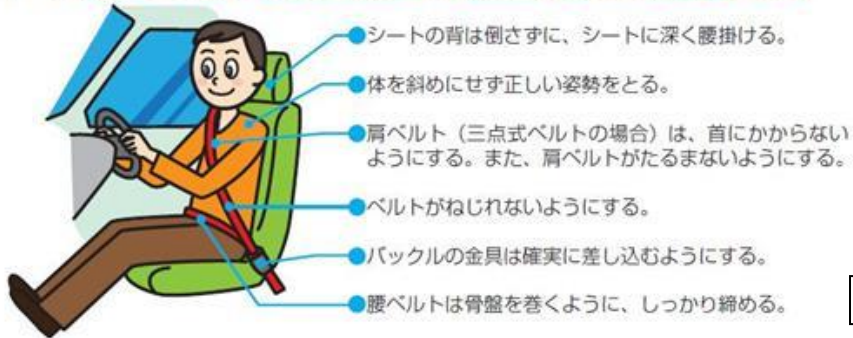
(4) 後部座席非着用の危険性…車に乗ったら前席も後席もシートベルトを着用しましょう。

- 車内で全身を強打する可能性
- 車外に放り出される可能性…車外放出の割合は着用者の約2.1倍(警察庁出典)
- 前席の人が被害を受ける可能性

(5) シートベルトの正しい着用方法

シートベルトの正しい着用方法

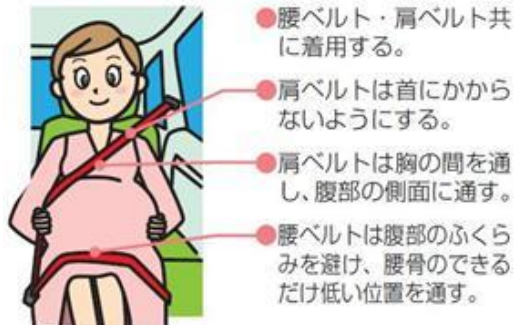
シートベルトは正しく装着すると交通事故にあった場合の被害を大幅に軽減できます。



警察庁資料

妊娠中のシートベルト着用方法

シートベルトを正しく着用することにより、交通事故の被害から母体や胎児を守ることができます。ただし健康保持上、シートベルトの着用が適当かどうかを医師に確認しましょう。



警察庁資料

(6) チャイルドシートを使用しない場合の危険性

6歳未満の子供や、シートベルトを適切に着用できない子供はチャイルドシートを使用させましょう。

- チャイルドシート不使用者の死亡重傷率は使用者の約2.1倍
- チャイルドシートの適正な使用が子供の命を守ります

取付け固定が不十分であったり、正しく座らせなかった場合には、交通事故時にチャイルドシートがシートベルトから分離してしまったり、幼児がチャイルドシートから飛び出してしまうなど、チャイルドシート本来の機能が発揮できないことがあります。

(7) 主なチャイルドシートの種類…抱っこでは子供の命は守れません

【新生児対応タイプ】	【チャイルド&ジュニアシート】	【ジュニアシート】
体重：18kg以下 年齢：新生児～4歳頃	体重：9～36kg以下 年齢：1～11歳頃	体重：15～36kg以下 年齢：3～11歳頃
		

画像：コンビ株式会社協力

※ 上記体重等は参考数値です。取扱説明書に従って正しく使用しましょう。